

新型コロナウイルス感染症発生時の
BCP（業務継続計画）について
（施設系サービス共通）

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ
令和3年3月

1. 令和3年度介護報酬改定について

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進 (その1)

感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等
(※3年の経過措置期間を設ける)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】
(※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】



2. 介護事業者におけるBCP(事業継続計画)

■ BCP : Business Continuity Plan (業務継続計画)

大地震などの自然災害、感染症のまん延、事件や事故など、不足の事態が発生しても、**重要な事業を中断させない**、または**中断しても可能な限り短い時間で復旧させる**ための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画（BCP）という。

出典：「事業継続ガイドライン」（内閣府、平成25年8月改定）

■ なぜ、介護事業者にBCPが必要？

- 介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないもの。介護事業者は、災害や感染症の流行が起こった際に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが必須。
- 大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスの業務継続のために**平時から準備・検討**しておくべきことや、**発生時の対応**などをまとめたBCP（業務継続計画）の作成が重要。

出典：「令和2年度厚生労働省老健局業務継続計画（BCP）作成支援指導者養成研修」を基に作成

3. 新型コロナウイルス感染症におけるBCP

■ 新型コロナウイルス感染症のBCPとは

(表1) 新型コロナウイルス等感染症と地震災害との違い

(厚生労働省「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に加筆)

項目	地震災害	新型コロナウイルス感染症
事業継続方針	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り事業の継続・早期復旧を図る ○サービス形態を変更して事業を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める
被害の対象	<ul style="list-style-type: none"> ○主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○被害が地域的・局所的 (代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害が国内全域、全世界的となる (代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実)
被害の期間	<ul style="list-style-type: none"> ○過去事例等からある程度の影響想定が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
被害発生と被害制御	<ul style="list-style-type: none"> ○主に兆候がなく突発する ○被害量は事後の制御不可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染防止策により左右される
事業への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○事業を復旧すれば業績回復が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ○集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される

情報を正確に入手し、
その都度、的確に判断をしていくことが必要

感染防止策が重要

事業継続は、主に
ヒトのやりくりの問題

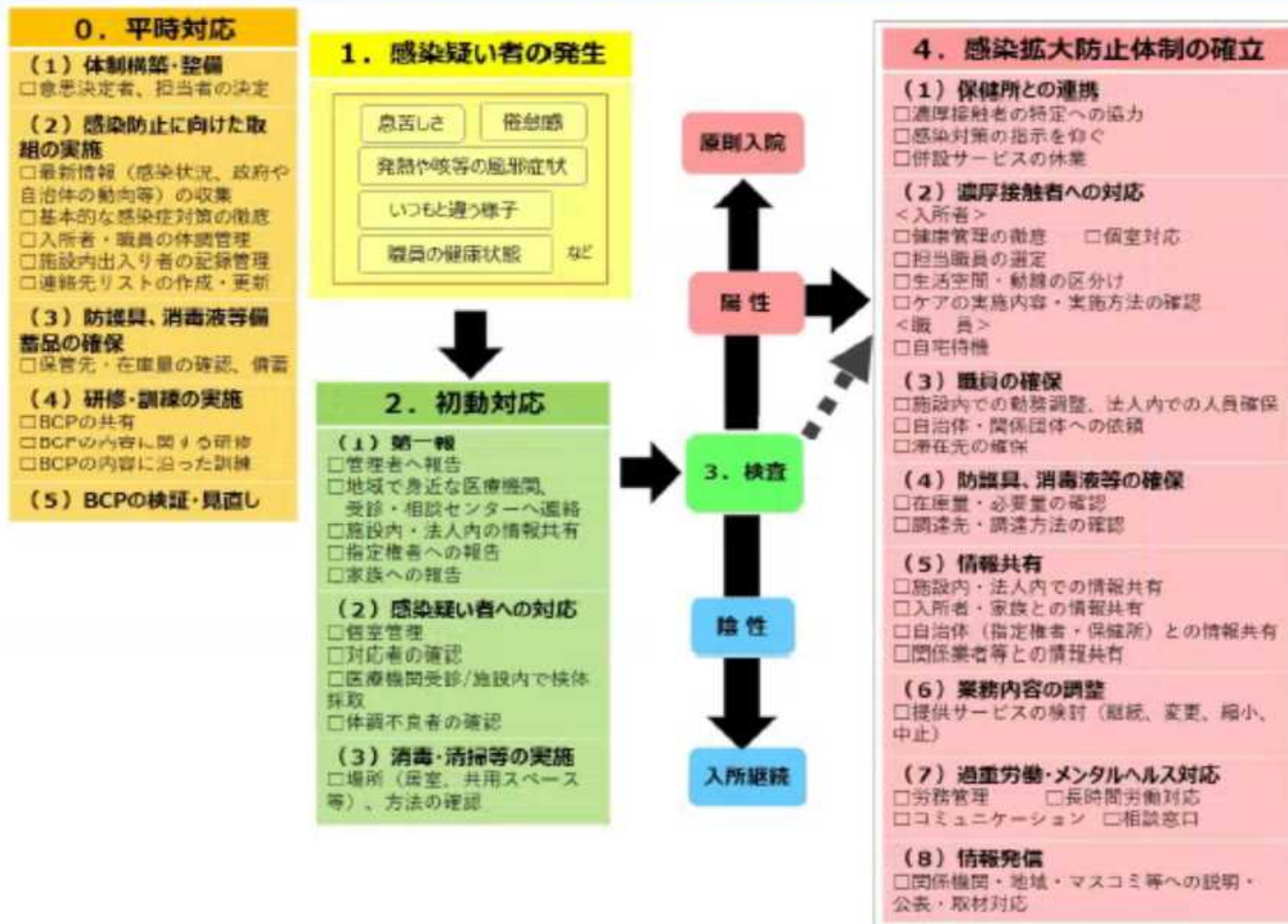
3. 新型コロナウイルス感染症におけるBCP

■ 新型コロナウイルス感染症のBCP作成のポイント

- **施設・事業所内を含めた関係者との情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築**
→全体の意思決定者、各業務の担当者を決める（誰が・何をするか）
関係者の連絡先、連絡フローの整理
- **感染（疑い）者が発生した場合の対応**
→感染（疑い）者発生時の対応について整理し、平時からシミュレーションを行う
- **職員確保**
→施設・事業所内・法人内における職員確保体制の検討、関係団体や都道府県への早めの応援依頼を行うこと
- **業務の優先順位の整理**
→可能な限り通常のサービス提供を念頭に、職員の出勤状況に応じて対応できるよう業務の優先順位を整理しておく
- **計画を実行できるように普段からの周知・研修、訓練**
→BCPを作成したら関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行う、最新の知見を踏まえ定期的に見直す

3. 新型コロナウイルス感染症におけるBCP

新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応フローチャート（入所系）



3. 新型コロナウイルス感染症におけるBCP

■ 新型コロナウイルス感染症のBCP作成時は

- BCP作成時はひな形等を有効活用する
- BCP作成後は、定期的な訓練（シミュレーション）を実施し、職員への周知と課題を洗い出す
- 課題を見直し、BCPの修正を繰り返すことで、その施設に適したより良いBCPが作成できる

➤ 以下の資料等を必ずご確認ください！

- 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン (<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704782.pdf>)
- ひな形（入所系） (<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704784.doc>)
- 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修動画（介護保険最新情報Vol.926 令和3年2月26日付厚生労働省事務連絡で通知）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)